

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後  
の事務手続について  
計8枚（本紙を除く）

Vol.19

平成19年9月4日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線 3971)  
FAX：03-3595-3670

平成19年7月申請分の独自報酬基準認定に際して、認定に係る保険者に送付した、事務連絡（見本）です。

事務連絡  
平成19年8月31日

（独自報酬基準認定保険者） 介護保険主管課長 殿

厚生労働省老健局 計画課長

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定後の事務手続について

標記について、下記のとおり行われたい。

#### 記

- 1 認定された地域密着型サービスに係る独自報酬基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定したときは、その内容を公表するとともに、現在指定している夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知すること。
- 2 上記1を行うとともに、独自報酬基準を関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出ること。  
なお、関係都道府県及び厚生労働省への届出の様式は、特に規定していないが、独自報酬基準の概要ではなく、独自報酬基準そのものとする。  
また、国民健康保険団体連合会への届出とは、介護報酬の審査支払について、独自報酬基準を反映させるため、別紙1「介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面」のとおり介護報酬情報等届出システムで行う手続のことをいう。
- 3 独自報酬基準を満たす事業所から、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書の提出を受けたとき、当該事業所に対して、別紙2「地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例」により、独自報酬の請求方法について説明すること。
- 4 独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書を厚生労働省（老健局計画課）に提出すること。

（その他）

独自報酬を追加したサービスコード表は、別紙3のとおりである。

また、国民健康保険団体連合会より「独自報酬算定事業所一覧表」が送付されるので、適正に独自報酬が算定されているかを確認するために活用されたい。

夜間対応型訪問介護費（I）基本夜間対応型訪問介護費を「1,000単位」→「1,030単位」とする場合の入力例

《介護報酬情報等届出システム(市町村→国保連合会)の入力画面》

伝送通信ソフト(都道府県・保険者版) - [地域密着型サービスコード情報]

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

H00004120310

保存 戻る ヘルプ

地域密着型サービスコード情報 保険者番号 489999

サービス項目略称	単位数	異動年月日	サービスコード	異動区分	開始年月日	終了年月日	単位数
地経コ型福祉施設Ⅱ 2・i	594	H19.10.01	71-1111	1:新規	H19.10.01		1,030
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 3・i	641						
地経コ型福祉施設Ⅱ 3・i	660						
地経コ型福祉施設Ⅰ 5・i	732						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	754						
地経コ型福祉施設Ⅱ 5・i	732						
夜間訪問介護Ⅰ基本	1,000						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	347						
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	248						

**確認**

赤色表示になっている単位数は法定単位数を上回っています。このまま保存してもよろしいですか？

OK キャンセル

1,000単位を1,030単位へ

サービスコード 71-1111 行追加 行削除

2007/02/07 17:41:40

夜間対応型訪問介護費（I）  
基本夜間対応型訪問介護費  
（サービスコード：71-1111）

地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例について

※ 平成 18 年 3 月 10 日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡における請求明細書の記載例に変更を加えたもの

1. 様式第二

夜間対応型訪問介護に係る独自報酬単位数が次の場合の記載例

① 基本夜間対応型訪問介護費 : 30 単位  
 ② 定期巡回サービス費 : 50 単位

(2) 夜間対応型訪問介護(様式第二)のサービスにて、サービス提供事業所がオペレーションセンターを設置し、平成19年10月1日から当該サービスの利用を開始し、1月の間に10日間定期巡回サービスを提供した場合の記載内容。

開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	日	中止年月日	平成										
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保											8.介護療養型医療施設入院									

  

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数 日数	サービス単位数		公費対象単位数	摘要	
	夜間訪問介護Ⅰ基本	7	1	1	1	1	1			1	1	0	3	0	この欄に独自報酬単位数を記載しない。
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	7	1	1	1	2	1	3	9	7	1	0	3	9	7	

  

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	1	夜間訪問																
	③サービス実日数	1	0	日																
	④計画単位数			5	0	0	0	0												
	⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0	0												
	⑥限度額管理対象外単位数							0												給付率 (/100)
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			5	0	0	0	0												保険
	⑧公費分単位数																			公費
	⑨単位数単価	1	0	0	0	0	0	円/単位			円/単位			円/単位						合計
	⑩保険請求額		4	5	0	0	0	0												4
	⑪利用者負担額			5	0	0	0	0												5
	⑫公費請求額																			
	⑬公費分本人負担																			

注：基本夜間対応型訪問介護など月額報酬のサービスの場合、明細情報の単位数欄には記載しない。サービス実日数には1月の間に実際に夜間対応型訪問介護サービスを提供した日数を記載する。

補足：基本夜間対応型訪問介護費(夜間対応型訪問介護費(I))については、利用者が月の途中で別の夜間対応型訪問介護事業所に変更した場合などであっても日割り計算は行わない。

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬単位数が500単位の場合の記載例

(3) 小規模多機能型居宅介護（様式第二）のサービスにて、10月1日よりサービスを開始し、20日間サービスを提供。要介護状態は要介護3の認定を受けている場合の記載内容。

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成										
	事業所番号	4	8	9	9	9	9	9	9	9	9	事業所名称

開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月		1	日	中止年月日	平成			年			日
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設																	

本来報酬「23,286」単位を「23,786」単位に変更する。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数	公費対象単位数	摘要		
		小規模多機能型居宅介護3	7	3	1	1	3	1		1	2	3	7	8	6
	小規模多機能型居宅介護初期加算	7	3	6	3	0	0	3	0	3	0				

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	3	小規模多機能																			
	③サービス実日数	2	0	日																			
	④計画単位数	2	4	6	8	6																	
	⑤限度額管理対象単位数	2	4	6	8	6																	
	⑥限度額管理対象外単位数											0	給付率 (/100)										
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥	2	4	6	8	6											保険	9	0				
	⑧公費分単位数											公費											
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位			円/単位			円/単位			円/単位	合計							
	⑩保険請求額	2	2	2	1	7	4											2	2	2	1	7	4
	⑪利用者負担額	2	4	6	8	6											2	4	6	8	6		
	⑫公費請求額																						
	⑬公費分本人負担																						

注：小規模多機能型居宅介護など月額報酬のサービスの場合、明細情報の単位数欄には記載しない。  
 小規模多機能型居宅介護サービスの場合、明細情報の摘要欄に通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を二桁の数字で続けて記載すること。なお、同日に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（本事例では、20日間のうち2日間は通所サービスと訪問サービスを併用して提供したため、通所サービスを15日間、訪問サービスを7日間提供し、宿泊サービスを提供しなかった場合の記載例）  
 サービス実日数には1月の間に実際に小規模多機能型居宅介護サービスを提供した日数を記載する。また、小規模多機能型居宅介護サービスについては、給付管理票の作成は居宅介護支援事業所ではなく、小規模多機能型居宅介護事業所により作成、提出される。その場合において、居宅サービス計画作成区分には小規模多機能型居宅介護事業所作成の場合は「1：居宅介護支援事業者作成」を記載する。なお、居宅介護支援費の報酬は小規模多機能型居宅介護費に含まれていることから、別途居宅介護支援介護給付費明細書（様式第七）による居宅介護支援費の報酬を請求することはできない。